

日 時：平成14年10月11日（金） 午前9時30分から正午まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 遠藤 勝彦 委員
長田 洋子 委員 加藤 徹 委員 徳永 幸之 委員
沼倉 雅枝 委員

司 会 ただいまから平成14年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、前葉企画部長よりあいさつを申し上げます。

前葉企画部長 おはようございます。

本日はお忙しい中を宮城県行政評価委員会公共事業評価部会にご出席をいただきましてありがとうございます。

ことしの6月に、平成14年度の公共事業再評価につきまして皆様方に調査審議をお願いをしたところでございますが、これまで2回の現地調査とそれから4回部会が開催をされております。この4回の部会以外の場におきましても審議の進め方、あるいは答申案の原案につきまして、委員の先生方にお時間をいただきまして、私ども事務局の相談に乗っていただきまして、そして事務局から事前に送らせていただく資料にお目通し願うなど、大変ご負担をおかけをしております。皆様方のご労苦に対しまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今回の評価でございますけれども、行政活動の評価に関する条例及びその施行規則がことし4月に施行されてございます。その条例に根拠を持つ初めての評価ということでございます。大規模事業評価につきまして、この夏に1件答申をいただいておりますけれども、この公共事業の再評価と、それから政策評価、施策評価はこの時期に、ちょうど同じような時期に答申をいただくということになりました。

私ども県が作成いたしました評価調書に対しまして、各委員から五つほどの基準がございまして、それごとにご審議をいただいて、私どもの今回の対象としてお願いした7事業につきまして、県の評価に欠けている点、あるいはもう少しこういう観点を考えるべきではないかというポイントのご指摘をいただいて答申を受けるといふものでございます。

これまでのご審議の中で、委員の皆様方にはこの七つの事業に対しましてさまざまな観点からご示唆をいただいておりますが、本日さらにそれをお取りまとめいただくということでございます。これまで透明性を極めて高い形でご審議をいただいた議論の内容を明確に行政評価委員会のご意見としてお取りまとめいただくということをお願いするわけでございます。

その上で私ども県といたしましては、条例に基づきまして知事はこの行政評価委員会の意見をみずから行う評価に適切に反映させるものとするという明文の規定がございまして、皆様方からいただきましたご意見一つ一つに対しまして、県において考え方を整理をした上で評価書に具体的に書き込んでいくと、こういうこ

とになります。

委員の皆様方がこれまでご熱心にご審議をいただいておりますご熱意をしっかりと受けとめて県政運営に生かしていくということで、私どもの決意を改めて表明させていただきまして、本日のご審議をお願いするに当たりましての冒頭のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会 本日は、森杉部会長を初め行政評価委員会公共事業評価部会委員として6名の先生方にご出席をいただいております。行政評価委員会の条例第6条第6項で運用する同条例第4条第2項の規定による定足数を満たしてあることをご報告いたします。

なお、田中委員につきましては、本日所用のため多少おくれるというご連絡をいただいております。また、大泉委員、岡田委員、高橋委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

それでは、これより会議に入ります。森杉部会長、よろしくお願いたします。

森杉部会長 皆様、おはようございます。

会議に入ります。

まず、議事録署名の委員をご指名せねばなりません。

今回は沼倉委員と遠藤委員のお二人にお願いをしたいと思います、お願いいたします。

会議の公開についてお話しします。同会議は公開といたします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げのないようお願いいたします。

それでは、次第3の議事に入ります。

今回の次第は、先ほどごあいさつがありましたように、答申案についてでありまして、これの審議を行いたいと思います。

それでは、答申案につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、事務局の方から答申案についてご説明をいたします。

お手元の審議資料とあります答申案というものがああります。これとそれからもう一つ、参考資料1というものがござります。公共事業評価部会（第1回から第3回）で提出された委員意見という二つの資料、この資料に基づきまして答申案についてご説明をさせていただきます。

まず、答申案についてご説明をいたします。

答申案は委員会委員長と部会長の連名になっています。これにつきましては、前回の部会においてこのイメージということはご了承いただいているところでございます。

次に、平成14年度公共事業再評価について（答申）、「このようにくんだりでもって、「なお、事業の実施に関して、各委員から出された意見は、別紙のとおりなので付記します。」というふうななお書きがござります。この事業の実施に関し

てというのは諮問された部分、ですから、諮問された以外の部分についてはこの別紙の中には入っておりません。別紙のとおり付記のこと等につきましては、部会長と事務局でもって、どちらかといえば部会長の指示を受けながらこのような形で整理をさせていただきました。

それでは、記以下についてご説明をいたします。

七つの事業について諮問を受けました。そのうち県の評価が「事業継続」という評価をしたものに対して、妥当というふうな結果を出したのが、下の 1 から 2 番まで、志津川登米線の道路事業、一般道路は 1 路線です。それから都市計画道路が 3 路線、それから仙台港背後地土地区画整理事業、それと迫川流域下水道事業、これについては継続を妥当というふうな結果を出しております。

それから、2 番として、県の評価に対して、意見を付して妥当とした事業は 1 事業ございます。それは、主要地方道丸森柴田線の大正坂道路改良事業でした。

その意見とは何かといいますと、未施工、いわゆるまだ着工していない歩道部については地元との十分な調整を図った上で、現計画の両側歩道から片側歩道への変更を検討することという意見を付して、これを妥当といたしております。

次に、別紙、次のページをごらんください。

別紙につきましては、答申書という形で意見を付するほどでもないが、これは別紙として付言すべきであるという部分が別紙でございます。

1 は全体にわたる意見という形でまとめております。一つは道路事業です。道路事業全体にわたって見ると、歩道部の計画設定、これに当たっては、路線全体の状況を見渡しまして、なおかつ地元の意見を反映しながら、今の時代、それから地域の実情、こういうものに応じた計画とすること。

それから、街路事業に関しましては、街路事業の歩道部の整備、どちらかといえば平板ブロックの使用だけといいますか、平板ブロックの使用を主としているけれども、平板ブロックは必ずしもバリアフリーに適していない。例えば溝があって車いすとか、乳母車とか、高齢者の方とか、なかなか歩きにくいものではないか。そうしたことでバリアフリーに適した工法とは言えないことから、これも地元と十分に協議をした上で工法を選定する必要があるということがございます。

次に、各事業について意見がございます。

一つは、一般県道志津川登米線の下保呂毛道路改良事業、これにつきましては、片側がまだ未舗装としている部分がございます。しかし、これについて両側歩道までする必要があるかどうか。地元と十分に調整した上で、手を加えない手法など、いわゆる花を植えるとか、そういう形の自然環境に配慮した利用方法、こういうことも考える必要があるのではないかとということがございます。

次に、都市計画道路八幡築港線でございます。これに関しては、貞山運河と並行しておりますが、これらの景観ということも配慮した事業実施というふうな形にすべきであるということがございます。

次に、仙台港背後地土地区画整理事業、これにつきましては、今後のいわゆる事業の実施に際しては、今の計画時一辺倒ということではなくて、現在の社会情勢に対応した柔軟なといいますか、円滑な事業の推進に努めなさいということがございます。

次に、迫川流域下水道事業でございます。県の事業は、幹線とか終末処理を県

がやっておりますが、この計画に当たっては、公共下水道事業とか市町村の事業とか農業集落排水事業など、他事業間との調整に努めながら効率的な整備の推進を図ることという意見でございます。

以上がそれぞれ先生方からいただいた意見を答申の案それから別紙という形で、先生方の意見ということでまとめたものでございます。

次いで、ではなぜこういう形になったのかということの資料として、参考資料1についてご説明をさせていただきます。

参考資料1につきましては、1回から3回までの各部会で委員さんからいただいたいわゆる意見とか県の回答の概要、そういうものをまとめたものでございます。委員意見の部分は、まさしく先生方からいただいた意見でございます。審議の中で県の回答した内容、そのとおりでございます。

次いで、備考の欄についてちょっとご説明します。

では、こういう意見が出て、県はこう回答したんだけど、それは答申案にどう反映されたのかという部分のことを付記させていただいております。例えば「答申に意見として付記、別紙1-(1)」とありますが、これは答申案の、あるいは別紙の1.今後の事業の実施に関する意見の(1)道路事業の歩道部の関係、これにこういう形でまとめたという意味でございます。

それでは、参考資料1のそれぞれ先生の意見とそれから県の回答について、一つ一つご説明をさせていただきます。

まず、主要道路丸森柴田線の関係でございます。岡田委員、それから田中委員から事業計画については地元の意見を反映しながら地域の実情に応じた計画とすべきであるというふうなことの意見に対して、道路建設課長からは、今後は事業のスタートの段階から地元と話し合いをしながら事業を進めていきたいという回答がございました。これについては別紙1-(1)、先ほどお話ししたところで反映してあるということでございます。

次に、未施工部の歩道、いわゆる歩道をやっていない部分の現計画の両側歩道を片側歩道にすべきであるという意見がございました。これについては、今後は事業に反映していきたいというふうな回答をいただいております。それは答申案の2-、これはまさしく答申案の文の2-、「未施工分の歩道部については、地元」云々という部分で反映しております。

それから、3番につきましては、道路行政推進計画について別の機会にでもいいから説明してもらいたいという意見がございました。これについてはきょう、これから報告という形でご報告をさせていただきます。

次いで、当該路線の計画ではいわゆる両側歩道とするのは特別の事情があるのかと、これは前の質問とおおむね同じでございますが、こういう話がございました。県では地元の了解を得られれば片側歩道に変更したいということもございました。これは2-に反映しています。

それから、(5)でございますが、地元の意見を反映しながら地域の実情に応じた計画にしないと。これにつきましては、今後一貫性のある整備を行いたいというふうな回答をしております。

(6)で、2行目で、路線全体としてのサービス水準を上げるような検討をすべきであるというふうなことで、これに関してはごらんのような回答をしました。

これを受けて、(7)で、路線全体の整備方針を策定し報告をしていただきました

いというふうな話がありました。これにつきましては、きょうこの部会でご報告をさせていただきます。

次に、志津川登米線に関してでございます。いわゆる旧道、道路をつくって廃道といいますか、旧道を歩道に利用するなど何かそういう考え方はできないのかというふうなご意見でございました。これは特にこの路線とかということではなくて、全体的に今後進める上でという意味が含まれていたように思います。それにつきましては、なかなか難しいというふうな話もございました。

これについて、反映の部分にはございませんが、もしこういうことがぜひ答申に反映すべきであるということについては、この説明の後にご議論をいただきたいと思います。

それから、河川側の未舗装の歩道部は、地元と話し合っ、花を植えるなど、今のままで利用方法を検討できないかというふうなお話もございました。このご指摘の方法も含めて検討したいということについて、これにつきましても答申に反映しております。

次に、玉川岩切線でございます。これは都市計画道路についてでございますが、「平板ブロックの使用を主としているが」云々、これは先にご説明したとおりでございます。これにつきましては、全部を平板ブロックとするのではなく、地元と話し合いながら進めていきたいという都市計画課の回答がございました。これにつきましては、答申の意見という形で反映しております。

次に、事業の進捗が遅く、調査、計画に問題があるのではないかというふうなご指摘もございました。これにつきましては、早い時期に土地収用法とか、用地関係でございますが、検討するなどについても考えていきたいというふうな形での回答がございました。

それから、やはり用地買収ですが、これは3人の未買収部分があるということについて、その一つが教育庁であったということで、このご指摘もございました。

次に、3ページでございます。

4番の都市計画道路八幡築港線でございます。

これがボーリングの関係で事前調査が不足ではないかというふうなご指摘がございました。これについては、ボーリングとかこういう調査というものは、本数が多ければ多いほどいいけれども、費用の関係でなかなか難しいという回答がございました。

それから、貞山運河の景観に配慮すべきであるというふうなことに対しては、植栽などで配慮していきますということでございました。

次に、都市計画道路の箱塚中田線でございます。

これは途中、右折レーン等の対応が必要ではないかとか、バスレーンについても関係機関と協議しておく必要がありますよということの質問に対して、ごらんのような付加車線につきましては、整備段階から検討してまいります。バスレーンについてはなかなか難しいという回答もございました。

次いで、ハザードマップについてのお話がありました。これについては、現在は細かい調整には入っていないけれども、市町村との役割分担、ハザードマップについては今後検討していきたいというふうな都市計画課、それから土木総務課からの回答がございました。

次に、工事中を含めて、病院があったけれども、その出入り口が狭くなってい

るけれども柔軟に対応してほしいというふうなことがあり、これにつきましては、工事中も状況を見ながら適宜対応していきたいという回答がございました。

次いで、仙台港背後地土地区画整理事業でございます。

ここで、資料をちょっと訂正をお願いいたします。右側に、「審議の総論を、答申に意見として付記 別紙 2 - (4)」とありますが、すみません (3) というふうにご訂正をお願いします。次のページに同じく、いわゆる 2 - (3) という部分が抜けていますが、この点線の箱二つにも 2 - (3)、2 - (3) というふうなことが入ります。すみません、ご訂正をお願いしたいと思います。

背後地につきましては、現在の状況に合わせて区画割り、それから道路、用途地域等を見直す必要があるのではないかとということに対して、土地評価、国庫補助の関係などでなかなか困難ですが、できる範囲で弾力的に運用をしたいというふうなことでございます。

それから、保留地が売れなかったら県の負担となり、いわゆる対策が見えないと事業継続の判断は難しいというお話がございましたけれども、これについてもいわゆる 6 0 0 人というかなりの権利者があって、中止するのはなかなか難しいというふうなお話がありました。

社会情勢を考慮して土地を売るといってもなかなか買う人がいないんじゃないか。ついては土地を貸すという手法も考える必要があるんじゃないか。それからまた、将来に向けた発想といいますか、こういうもので取り組んでいくべきで、当初計画で全部完結させるというふうな考え方はいけないのではないかとというふうな意見でございます。これについては、土地を売却しなければならないということの回答があり、土地利用等については弾力的に見直しできるものはしていきたいという回答がございました。

次いで、迫川流域下水道事業でございます。

これにつきましては、水質改善についての効果を示すよう検討してほしい。ということで、このことについては今日の部会で報告をさせていただくことになっております。

次に、下水道計画については、いわゆる公共下水道とか農業集落排水、こういうものといわゆる他事業との計画と十分調整しなさいというふうなご意見でございます。これにつきましては、現在見直し中であり、関係市町村の意見とか財政状況等も勘案しながらやっていきたいというふうな回答がありましたが、これにつきましても答申の意見として 2 - (4) で反映をしております。

次に、この諮問とは別な話でございますが、重点評価実施基準というものがあるけれども、それについては区分による評価だけではなく、柔軟な対応が必要だということについては、いわゆる点数一辺倒ではなくて、柔軟な使い方をしていきたいというふうなお話でございます。

それから、ホームページについてもご意見がございました。

また、事業効果についてお話がございました。これは 7 月 11 日だったでしょうか。台風 6 号でいわゆる河川増水とか何かあるけれども、この事業で、いわゆる今までやってきた事業で河川事業の効果、こういうものを説明していただくと非常にわかりやすいので、こういう機会に説明してもらおうとわかりやすいのではないかとというふうなお話がございます、これにつきましてもきょうの部会で後でご説明をさせていただくということでございます。

以上が出された意見すべてといたしますか、概要とそれから答申案の内容でございます。以上でございます。

森 杉 部 会 長 ありがとうございました。

議事の進行といたしましては、以上の説明で答申案をこれでよろしいかどうかということです。それから、参考資料1の方は、こういう意見があって、全体はそれを意見としての方針をこんな方向でまとめて、答申案に反映していますよと、こういう説明があるわけです。

宿題になっております今回報告されるということにつきましては、資料は準備してあるんですが、今説明を受けてもいいんですけども、それはある程度大体わかるとして、答申案についてこれでいいかどうかというご議論を先にいただきたいと思っています。

そういう方向でよろしいですか。今回ご説明いただく内容のことにつきましては、後からご説明いただくというふうにしているんですがそれでよろしいですか。特に先に説明求めた方がよろしいというご意見はありませんか。いいですか。

それでは、早速ですが、今お話しいただきました答申案とそれからその参考資料につきましてはのご意見、ご討議をお願いいたします。

徳 永 委 員 3点ほどあるんですが、いずれも別紙の方についてなんですけれども、まず、1点目が1 - (2)なんです、ここの平板ブロックということでかなり具体的に書かれているんですけども、ほかの文面からしてちょっと書き過ぎかなという感じがいたしまして、具体的に変更案としてなんです、「街路事業の歩道部の舗装工法については、バリアフリーにも配慮し、地元と十分協議した上、適切な工法を選定すること」というぐらいの文面ではいかがでしょうか。(「もう一回言ってください」の声あり)

「街路事業の歩道部の舗装工法」、「整備」が「舗装工法」ですね。「については、」で、「平板ブロック」からをずっと削除しまして、「バリアフリーに配慮し、地元と十分に協議をした上で、」、「工法を選定すること」か「適切な工法を選定すること」か。

森 杉 部 会 長 いいですね。もっといろんなこと考慮してください。原案が良くないですね。ちょっとどうも申しわけない。いいですね。皆さんの意見はいかがですか、よろしいですね、これで。ありがとうございます。

徳 永 委 員 次が、2 - (1)なんです、「手を加えない手法など」という、その手を加えない手法というのが何かよくわからないかなというのがあって、これは私、あんまり案なんですけれども、場合によっては取っちゃうのかなという。

森 杉 部 会 長 そうなんだよね。ここは、まだ舗装していないから、花を植えたりして、舗装しないで利用することが考えられるのではないかとということですね。

徳 永 委 員 それで、手を加えないということは、工事上はそうなんですけれども、実際は環境を維持していくためには、地元の方になるのかわからないですけども、か

なり手を加えていただかないといかんわけですよ、実は。

森 杉 部 会 長 「手を加えない手法など」という言葉は取っちゃう。「自然環境に配慮した利用法について検討すること」、いいですね、これで。基本的に意図はこれで両方伝わっている気がしますね。はい、ありがとうございました。

徳 永 委 員 3番目ですが、2 - (3) ですが、これは「社会情勢に対応した円滑な事業の推進」というんですが、若干、円滑なというのニュアンスが違うかなという感じがいたしまして、実は、ご説明のときに室長がいみじくも柔軟なという言葉も使われていたんですが、あるいは参考資料1の方には弾力的に対応するというような文言で回答されているんですが、そちらの方がどちらかというニュアンスが伝わるのかなというふうな気がするんですけども。

森 杉 部 会 長 この文章はどうもうまく言えないね。これは本当に重要な案件なわけですけども、非常に困難な事業だということなんですよ。これは要するに、実は。
どうでしょうか。ちょっとご議論ください。ご意見ください。感想でもいいですから、まずは。途中で議論の最中にご意見加わっていただいて結構ですから。このところはそういう微妙な問題があると思いますので、ちょっと参考資料の方も見てください。

参考資料の方のこの問題は3ページの6ですね。ここに3点ばかりご意見があります。ここでは弾力的にという言葉が使われていますね。柔軟もありますけれども。

先生、どういう文章がいいとおっしゃいましたか。柔軟なおっしゃったんですか。

徳 永 委 員 そうですね。柔軟なだけでいいのか、柔軟に円滑……、変ですね、やっぱり。二つつなげると変か。対応して柔軟な事業の推進というのも変ですかね。

沼 倉 委 員 ストレートに「計画の一部変更もあり得るように」、「変更も考慮し」としてはストレート過ぎますでしょうか。

森 杉 部 会 長 沼倉さんは計画の変更……。

沼 倉 委 員 「一部変更」、全部というと大きなことのように。「も考慮し」とか。

森 杉 部 会 長 「変更を含め」ぐらいですかね。

沼 倉 委 員 そうですね。はい。

森 杉 部 会 長 どんなもんですか、事務局の方は。課長さん、いかがなもんですか。この計画の変更というのは可能なもんなんですか。お願いします。

都市計画課長 計画の変更といえますと、具体的にどのような変更が非常に広い表現でござい

まして、例えば道路とか具体的な事業内容の変更ということになりますと、土地評価基準自体が変わってきます。そうしますと、従前の土地を持っていた人に対しまして、事業が完了、でき上がった段階でどこにどのくらいの面積をとというのが、これは土地評価基準に基づいて換地設計しまして、現在93%仮換地の指定が終わっております。したがって、事業をどこまでの変更かわかりませんが、それでも変更するということになりますと、それが全部やり直しということになりますので、舗装の構成、先ほど歩道のお話でしたが、平板ブロックを普通の黒舗装なりそういったことに変えるというような計画の変更であれば可能でございますが、そもそも基本的に計画を変更するということは今の段階では不可能でございます。

事業そのものも前にお話ししましたとおり、今年度いっぱい事業費換算で73%っておりますので、舗装構成自体も前に終わったところは非常にすばらしい舗装で今後非常にお粗末な舗装ということも、これは実際問題としては非常に難しゅうございます。

ですから、計画の一部変更というのは、具体的にご指摘いただきませんと計画そのものということになりますと、ちょっと今の段階では現実問題として非常に難しゅうございます。

沼倉委員 参考資料の1で、課長さんからの答申の中で見直しをできるものについては対応していきたいというお言葉があったので、何か当初の計画から変更できるような部分があると円滑に進むのかなと思ってちょっと申し上げたんですけれども、弾力的に見直しをできるものというのが、逆に言うと今からないんですか。

都市計画課長 土地区画整理事業と用途地域、土地利用については弾力的に見直しできるものについては対応していきたいというのは、基礎用途というのがございまして、前にもご説明申し上げましたとおり、この土地区画整理事業の中は住居系、流通業務系、工業系、そして商業系とこの四つに分かれてございます。さらにその上に、地区計画といいまして、さらに上乘せの厳しい基準がかかっておりますが、そういったことで、地区計画自体はある程度弾力的に対応はできますけれども、底地の用途そのものを変えるというのは、土地評価基準にまるきり影響を与えますので、ここに書いてございますのは、そういった意味で土地利用とか用途地域ということは表現してあるわけでございます。

基礎用途まで変えるというのはちょっと無理です。つまり工業地域ですと一般の住宅は建てられません。それ自体変わるとということになりますと評価基準自体が皆変わってしまうものですから、ただ、上乘せの地区計画につきましては、もちろんこれは仙台市さんの都市計画審議会にかかる事項でございますが、ある程度弾力的な運用は可能かなと、このように考えております。

それから、土地利用そのものは、換地されまして、前にもお話し申し上げましたとおり、600人の方々が土地をお持ちになっております。その後の土地利用というのは、用途地域の網の中で、それぞれ土地の所有者が区画整理事業とは別個に土地利用を図ることが可能なわけでございますが、区画整理事業そのものは、基礎用途はちょっと今さら変えるということではできません。地区計画につきましてはある程度泳ぐ余地はございます。

加藤委員 この土地区画整理事業につきましては、今回6件の中で最も課題抱えているような地区ではないかなと思うんですね。それで、その中でも何が問題になるかという、保留地の処分というか売却、その部分が非常に大きい問題なんだろうと思います。今回の意見ですと、その部分は完全にオブラートに包まれてうやむやみたいな形になっているわけですね。それで、ここに書かれてある意見に、さらに個人的にはですが、保留地の売却に関してできる限りの対策を検討することによって、何か入った方がいいのかなという感じを持っています。

森杉部会長 今のおっしゃったことは、保留地の売却という言葉を入るといことですね。そこに焦点当ててそれができれば大体終わるんですね、この問題。本当言うと、要するに。

加藤委員 ですからある面では努力目標としてそういう言葉を入れてはうまくないかどうか。

沼倉委員 さっきの私の意見、確かに保留地が売ればすべて問題解決なので、基礎の計画も地区計画も変更の必要もないので、明確に努力をしていただきたいということを入れればよろしいかと思いますが。

森杉部会長 できますか。いかがですか。

これは要望ですけれども、これは本当に、そんなにできることかわかりませんが、大変なことだと思います。保留地の売却に最大限努力をしていただきたいと、こういう要望ですね。

そういう我々の意見だということを実現できることが一番望ましいんですが、実現できないことも含めまして、そういう要望をすることになりますか。いかがですか。現在の案のかわりに、これを取っちゃいまして、その文章じゃあ。

それともこの文章はそのまま置いて、「今後、当該事業の実施に際しては、現在の社会情勢に対応した円滑な事業の推進に努めること。特に」と、後半入れますかね。「特に、保留地の売却については最大限努力をお願いしたい」、こういうふうになりますか。

長田委員 「円滑に」なんて要らないんじゃないでしょうかね。「社会情勢に対応しながら事業の推進に努めること」で「円滑」も「柔軟」もなしで、そして「今後は特に」というふうということ。

森杉部会長 いいですね。それでいきましょう。

ほかに、よろしいですか。それでは、今のを確認しますと、文章をつくってもらいますが、ただちにつくっていただけますか。そうすると休憩してもいいですよ。今の意見で事務局でつくってくれる体制になっていますので、これをつくってもらうわけですが、ほかにありませんか。よろしいですか。

1ページ目もいいですね。1ページ目はこれは一応書いてあるもので。

行政評価室長 それでは、今事務局で、今のお話の部分をこれを訂正してまいります。

これから説明とか何かございますが、それをやっていただいて、その1番目の分終わった段階で皆さんに配付させていただいて、それで確認をさせていただくということではいかがでしょうか。

森杉部会長 よろしゅうございますか。では、現在の答申案につきましては修正意見をいただきましたので、これに基づいて、この文章ができ上がった段階でもう一度チェックをお願いしますが、その間、休憩するのでは時間がもったいないので、早速ですが報告の方に入らせていただきます。

それでは、今後の審議の参考として作成して報告してほしいとしました丸森柴田線の整備方針と土木行政推進計画、これについてのご報告をお願いいたします。

土木総務課（門脇）それでは、事務局より、土木行政推進計画及び丸森柴田線の整備方針について、ただいまから説明を申し上げます。

参考資料2-1というものがございます。あわせてたぐいまパンフレット、関連のパンフレット、以前にお配りしているつもりでございますが、改めてお配りしています。これを参考にござらんになっていただきたいと思います。

それで、前回の部会におきまして、土木行政推進計画の掲載例ということでお示ししておりますが、今回は土木行政推進計画におきます各事業の計画上の関係、あるいは個別路線計画の関係、この辺につきましてもう少し詳しくご説明させていただきます。

参考資料2-1の中ほど以降、（参考）とございまして、各計画の関係のイメージ図というものがございます。その一番上、上段に県総合計画という、本県の行政運営の原則があり、これは平成12年3月に策定しておりますが、この総合計画は一つの特徴を持っておりまして、従来の網羅型の総合計画とは異なりまして戦略的に進めていくべき施策、これを厳選して掲げた計画という形になっております。したがって、必要に応じて各行政分野ごとに方向性や施策を盛り込んだ個別計画を策定するというようになっております。

土木行政推進計画は、この県総合計画におきます部門別計画、いわゆる個別計画という位置づけがなされております。したがって、道路、河川、砂防、海岸といった、土木部が所管しておりますすべての事業を対象にした、いわゆる土木建築行政の基本計画というような位置づけになっております。

これを踏まえて、さらに道路分野の基本計画、この土木行政推進計画にぶらさがるといって示している形でお示ししている形になるので、この道路分野の基本計画として宮城の道づくり基本計画があるという形になります。この宮城の道づくり基本計画は、個別の整備計画を包含するような計画になっておりまして、この個別計画の一つとして主要地方道丸森柴田線がある。こういった階層の関係を示しているということでございます。

続きまして2ページをござらんください。

宮城県土木行政推進計画についてということで、ここにその内容について記載しております。

土木行政推進計画は、四つの特徴を持っております。一つ目は公共事業の情報

公開の徹底、二つ目が地域主体の社会資本整備の実践、三つ目といたしまして県民意識の把握と反映、四つ目といたしまして社会情勢の変化に柔軟に対応ということでもあります。

この内容でございますが、土木行政推進計画の平成12年から22年までの土木部が所管するすべての公共事業を対象とした投資プログラムという位置づけになっております。これを公表しております。

それで内容といたしましては、今後11年間に土木部が実施を予定する事業・事業箇所、約1,100カ所ございますが、これを選定いたしまして、それらのすべての事業計画、これは事業期間・投資額ということになりますが、これを公表しております。

また、今後11年間の投資額を1兆5,340億円、年間平均投資額に換算いたしますと1,395億円ということになりますが、これに基づく計画的な実施をしております。また、その投資実績についても公表するということでございます。

事業実施予定箇所の選定でございますが、これにつきましては、いわゆる数値的評価手法というものを採用して、客観性・透明性を確保しようということを行っております。

また、毎年度の土木部の予算につきましては、原則としてこの計画に位置づけるということを前提に予算編成を行っております。またさらに、その結果投資実績を公表するということを行っております。

それから、計画内容の公表につきましては、県政情報センター、それから地方公所、ホームページ等の段階によって行いまして、さらによりわかりやすい公表資料を目指しまして、事業箇所ごとにGISを活用した地理情報、これは前回部会でその例をお示したところでございますけれども、こういった公表を行っているところでございます。

それで、こういった土木建築分野の総合的な計画を策定して公表しているという例は全国には無いというふうに聞いております。つまり全国で初の試みだということでございます。

それから、地域主体の社会資本整備の実践ということも行っております。地域との協働による計画の策定と実践ということで、地方公所、すなわち8土木事務所に「地域づくり懇談会」というものを設置いたしまして、地域の住民との協働体制を確立しようという試みを行っております。

昨年度平成13年度でございますが、地区別に延べ16回の懇談会を開催いたしまして、地区の特定課題等につきまして議論しております。

また、県民意識の把握と反映ということでございますが、一般県民5,200名を対象にいたしまして、社会資本整備に対する満足度調査というものを実施しております。これは平成12年から開始いたしまして、今年度で3回目ということになっております。つい先日、3回目の結果の取りまとめが完了したというような状況になっております。

それから、社会情勢の変化に柔軟に対応ということで、これは3ページ、4ページにも記載しておりますが、この土木行政推進計画、これは計画の内容を固定しないように考えており、柔軟な計画の見直しを図っていこうということにしております。

そのため、必要に応じておおむね3年ごとということになりますが、計画の全体について見直しを図っていくことにしております。本年度はちょうど策定いたしました3年目ということでございますので、現在、この行政推進計画の見直しの作業を行っております。

内容といたしましては、常に新たな社会的要請の把握に努めるということで、例えば宮城県沖を震源とする大規模な地震対策、あるいは市町村合併支援、こういったものを新しい重点化項目という形で掲げていこうというようなことを現在作業を行っております。

そういうことで、土木行政推進計画は、いわゆる土木部における投資プログラムということではございますが、それとあわせて土木部における総合的なマネジメントシステムだというふうに位置づけておりまして、土木部の全職員の共通理解のもとに進める計画ということで、計画の選考を行っております。

この計画に位置づけられております道路分野の基本計画ということで、続きまして、宮城の道づくり基本計画について、ご説明を申し上げます。

道路建設課（武井） それでは、宮城の道づくり基本計画につきまして、ご説明いたします。

ただいまご説明いたしました資料の5ページに、宮城の道づくり基本計画整備プログラムについてというものが記載しておりますけれども、先ほどお配りいたしました宮城の道路、これの地図の方じゃない方の裏面の方ですか。こちらに宮城の道づくり基本計画ということで記載しておりますので、こちらの方がわかりやすく書いておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

宮城の道づくり基本計画につきましては、平成10年度からスタートしました新道路整備5カ年計画、現在の5カ年計画でございますけれども、これにあわせて今後の宮城県の道路整備とか、道路管理のあり方をまとめたものでございます。これを策定するに当たりましては、アンケート調査等も実施いたしまして、地域整備の課題とか道路整備の課題とか、そういうものに対応して道路整備を進めていこうというふうに考えてつくったものでございます。

最初に、道づくりの将来ビジョンといたしまして、そこの方に書いてございます基本方針を策定しております。基本方針といたしましては、一つとして県土軸、地域連携軸を形成する道づくり、二つ目に地域づくり、まちづくりを支援する道づくり、三つといたしまして世界とのかけ橋づくりを支援する道づくり、四つ目は成熟社会をはぐくむ道づくり、五つ目として安全で快適な暮らしを創造する道づくりということで、基本方針を定めております。

この道づくりの将来ビジョンに基づきまして、右側の方に書いてございますように、基本的施策としまして、従来の「つくる」、これは建設とか整備でございます。それから「保つ」、維持管理でございますが、この視点に新たに「はぐくむ」ということで、充実強化という視点を加えまして、3部門、トライアングルに分類いたしまして、これからの宮城の道づくりを進めていくというふうなことで宮城の道づくりトライアングル計画というものを定めております。

それから、下の方にいきますと、つくるというものがどういうものが入るかということではございますが、基本方針をそれぞれに分類いたしまして、一つとして県土軸地域連携軸を形成する道づくりといたしましては、長期目標といたしまして、圏内1時間交通圏の拡大を図るとか、高速道路のインターチェンジへのアク

セスを40分というような目標を立てて施策を展開しているわけでございます。

主な施策といたしましては、高規格幹線道路網の整備といたしまして、ここに記載しておりますように、常磐道から仙台北部道路等の整備を進めていくということにしております。

次に、その高規格道路網とあわせた幹線道路網の整備といたしまして、一般国道の4号なり108号なりの整備ということをして上げております。また、高規格道路そのものを連絡しまして、東西軸を形成する道路網の整備ということでここに記載しているものがございます。さらに、この高規格道路なり地域高規格道路にアクセスする道路も必要でございますので、それらの整備を進めていくというふうに考えております。

それから、地域連携軸ということでございますので、圏域中心都市相互の連絡強化、それから中心都市へのアクセス道路の整備、それから隣接市町村相互のアクセスの確保を図る道路の整備というものが一番の県土軸地域連携軸を形成する道づくりというものでございます。

その次に、2番といたしまして地域づくり、まちづくりを支援する道づくりでございますが、これにつきましては、長期目標といたしましては、地域における開発拠点なり、産業拠点へアクセスする道路を整備することによりまして、地域経済の活性化と地域の自立的発展を推進することを目標としてしております。

さらに、都市内の道路網を整備することによりまして、快適な住環境と活力ある市街地の形成を推進することを目標といたしまして、ここに記載の三つの整備施策を掲げているところでございます。

3番目の世界のかけ橋づくりを支援する道づくりといたしましては、長期目標といたしましては、仙台空港とか仙台港へのアクセスを向上することによりまして、県内外の国際化が図られて、国際物流の利便性が増大するわけでございます。それから、仙台空港1時間圏を拡大いたしまして、39%から70%に拡大すること。それから、仙台港の1時間圏の拡大というものを長期目標として掲げまして、主な施策といたしましては、ここに書いております二つの整備を掲げております。

それから、ひっくり返しますと「はぐくむ」というところが出てまいります。「はぐくむ」の方につきましては、成熟社会をはぐくむ道づくりといたしまして、宮城県が福祉先進県づくりに向けて努力しているわけでございますので、長期目標といたしましても、人と地域に優しい緑あふれる快適な道路空間を形成することによりまして、日本一の福祉先進県宮城の形成を促進することを長期目標に掲げております。その施策といたしましては、下に記載しているとおりでございます。

それから、「保つ」といたしまして、新たな視点での「保つ」ということでございますが、これは安全で快適な暮らしを創造する道づくりということで、道路管理を強化いたしまして、人が利用しやすい美しい道路空間を形成するとともに、安全で安心できる道づくりを進めることによりまして、快適な暮らしを創造するというような長期目標を掲げて、主な施策といたしましてはここに記載しているような施策を実施しているところでございます。

これらの施策を策定するに当たりましては、戻りますが、資料の5ページに書いているような評価等を実施しながら、道路整備のプログラムを策定して、ここ

に記載しているような、これはすべてではございませんけれども、このような路線を選定して事業を実施するという事で5カ年計画の資料としたわけでございます。

ただ、これは平成10年に策定したものでございますので、14年が最終年度、本年度最終年度になるわけでございますから、新たな基本計画、道づくりの基本計画の策定の必要性が出てまいりまして、ことしに入りまして、次ページ、6ページにも記載してございますけれども、宮城幹線道路協議会と申しまして、宮城県、仙台市、国土交通省、日本道路公団、それから道路公社さんが入っておりますが、宮城の道づくりの基本方針というものを策定しております。きょうちょっと部数の関係上、お持ちできませんでしたが、このような形で宮城の道づくり基本方針というものを策定しております。

これにつきましては、県内の各地から学識経験者の方とかそれから消防本部の方等に10名の委員の方を選定いたしまして、その方々から3回の懇談会で意見をいただきました。それをまとめたものが宮城の道づくり基本方針でございます。これをもとに、ここにも書いておりますように今年度中に新しい宮城の道づくり基本計画を策定することと致しております。ちょうど土木行政推進計画の見直しの時期にもあてはまりますので、これらにも反映させていきたいと考えております。

宮城の道づくりの基本計画につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、丸森柴田線の整備方針につきまして、ご説明申し上げます。

丸森柴田線の位置づけと現状が6ページに書いておりますけれども、丸森柴田線といいますのは、丸森町内の国道113号から柴田町の国道4号を結びます延長24キロの幹線道路でございます。東側に阿武隈山地を挟んで国道6号、西側には阿武隈川を挟んで国道349号が走っておりまして、それを補完する地方道として役割を持っております。

柴田町の阿武隈川にかかります槻木大橋が平成7年に開通して以来、交通量も大分増加しておりまして、その重要性も増してきているところでございます。また、阿武隈川と阿武隈山地に挟まれたこの地域にとっては、やはり生活道路としても重要な位置づけになっております。

さらに、この路線と並行いたします6号なり349号へのアクセスといいますのが、阿武隈川とか阿武隈山地というものがあって制限されておりますので、なかなか目的地へ行くのに選択性が乏しいというような現状になっております。

丸森柴田線の整備方針でございますが、別紙1といたしまして右側の方に大まかな概略の図面をつけております。道路整備プログラム上は、広域圏中心都市へのアクセス道路と位置づけておりまして、亘理大河原川崎線、ちょうど図面でいきますと真ん中の太い線の右側、上から二つ目にちょっと書いておりますが、これと重用している区間がございます。これが道路ネットワークの関係上、交通量が最も多い区間になっております。それで、この区間につきましては、既に整備は終えております。

次に、常磐自動車道、一番右側に常磐自動車道と書いてありますが、ここに山元インターチェンジができる予定になっておりまして、これにアクセスいたします半田山下線、ちょうど中間当たりでございますが、半田山下線の整備によりまして、坂津田、それから今回ご審議いただきました大正坂、これからの工区につ

いて、大幅な交通量の増加が見込まれ、優先的に整備が必要であると判断しております。

また、常磐自動車道や半田山下線が整備されることによりまして、半田山下線から南側、丸森町の113号までの区間につきましては、交通量は若干減少するのではないかというふうに見込まれておりますので、青い字で書いております金津、三月殿、金山といった工区につきましては、近々急いで整備することはないだろうというふうに判断しております。

また、三月殿の交差点改良工事につきましては、まだ付加車線等もございませんので、交通安全の確保の観点から優先的に整備したいというふうを考えております。

それから、半田山下線以南につきましては、国道113号と角田山元線の整備等にあわせて、交通量の動向を見ながら今後は長期的な整備になるというふうを考えております。

丸森柴田線の整備方針につきましては、以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

ご質問、ご意見、感想、お願いします。ありませんか。どうぞ。

徳永委員 感想的なことになるかと思いますが、この行政推進計画に基づいてそれで今回の大正坂といいますか、丸森柴田線についてご説明いただいたんですが、若干、その両方でギャップがというか、いきなりここに落ちてくるところが若干段差があるのかなという印象が正直な感想でございます。

それとは別にもう一つ、これはぜひお願いしたいというのは、道路の場合は比較的その影響は少ないのかもしれないんですが、どうしてもこういう各部局ごとで束ねていくような形式のこういうツリー構造のものを立てていくと、どうしても他部局と密接に関連があるような共通的な事項、例えば今回の評価にもありました下水道の問題ですとか、道路の場合も実は農道関係とかもありますので、そこら辺との調整が本当にとれているのかなという部分が若干感想的には心配になるなということがございまして、そこら辺がさらに上位計画の中でちゃんと整合がとられているような形ができていくのかなという部分です。そこら辺がなかなかこれは難しいというのはよくわかるんですが、最大限努力していただきたいというのが感想だということになります。

森杉部会長 今回のこのご説明は、参考資料の方で、どの点とどの点とどの点についての報告かということをやっと明確にしておかなければなりませんので、それをちょっとまとめますと、参考資料1の方で1の(3)の、1ページ目の(3)のところで、土木行政推進計画、これについてまずご報告いただいたということです。その次に、今度は2ページ目の(7)で、路線全体の整備方針という形について、道路について、これも今お話しいただいたと、こういうわけです。その二つでしたか。この二つについてのご説明いただいたと、こういうことです。

今回の審議の対象になったときは、歩道の整備方針がどんな格好であるかということがどうもよくまとまっていないのではないかというご指摘があったと思いますが、きょうのお話のように今度整備方針の中で、特に歩道についてどんな方

針を持っておられるかということ、ありましたらぜひ教えていただきたいんですが。あるいは悩んでおられるということでも結構ですけども、お願いします。

道路建設課（武井）今歩道の整備方針ということでお話しいただいたわけですが、道路整備に当たりまして、この道路以外もそうなんですが、今回その二つの路線しか対象にはなっておりませんが、道路構造令がございまして、当時道路構造令が改正になった平成5年ごろでしょうか。幅広歩道が必要だということで大分出たわけですが、当時、道路計画するに当たりましては、やはり補助なり何なりをもらって仕事をするためには、どうしても構造令等に合ったようなことで、規格どおりの整備を進めてきたわけですが、その結果が告示しているような状況になっているんだと思います。

ただ、今後の整備に当たりましては、財政が厳しいとかというそういう観点だけでなく、やはり交通量等もう少し検証いたしまして、やはり地域にふさわしい道路構造というのを採用しなければいけないだろうというふうに考えております。国の方でも今ローカルルールというものを策定しなさいというようなことも出ておりますので、我々といたしましてもやはり宮城県にふさわしいもの、宮城県の中でもその地域にふさわしいものといったような道路整備が必要であろうというふうに考えておりまして、その検討もしていくこととしております。

ですから、すべてが3.5メートルの自歩道だということだけでなく、交通量とか、人、自転車ですね、そのようなものを見ながら、やはり片側歩道で間に合うところは片側の歩道で対応したいし、また、先ほどの参考資料の方のご意見の中にも2番の下保呂毛のところでもちょっとございました旧道を歩道にできないかというお話がございましたけれども、これはちょっと生活道路でできないわけですが、実際に部分的なものではございますけれども、新しいバイパスというか、道路ができたときに旧道敷が残る部分がございます、それを歩道のような形で活用している例もございます。ですから、そのような方法がこれからはどんどん進めていくのがいいんじゃないかなというふうにも考えております。

ですから、ただ、こういうものを決定していくに当たりましては、やはり地元の方々の意見を十分聞きながら、何でもかんでも構造令にのった形じゃなくて、地域の実情に合ったような形で整備していきたいと思っております、これ以外にも実際に両側歩道で整備しようとしていた路線を既に用地買収終わっているんですが、今度新規だということで、地元にお話しして、片側でできないかということで今やっていることもございます。

ですから、先ほど来申し上げているように、地域にふさわしい道路構造を採用して、なるべく早く事業が完結するように努力していきたいというふうに考えております。

徳永委員 今の歩道に関してのといいますが、先ほど旧道の利用のこともちょっと出ましたので、補足させていただきますけれども、私は何も断面を小さくしろとかそういう意味で言っているわけではないので、例えば両側歩道を片側にするによって、逆に片側に寄せることによって、歩道部分と自転車道部分とダブルでとれるような形で、共存するんじゃないかと、片側に寄せたことによってそういうより使いやすい断面構成になるということも、その地域の実情によってあるんじゃない

いかというようなことも含めて議論していただければなというふうに思っています。

先ほど、旧道の部分についても何も全部自動車を通りどめにして歩道だけにしなさいという意味ではなくて、実態として交通量が減って旧道の部分で歩道が満足できるということであれば、いわゆるバイパス部分については、本当に人が歩かないのであれば、一部区間だけでも歩道はなくなるような断面でもそれは構わないんじゃないかというような意味で申し上げていますので、これはかなりその地域の実情に本当に合わせて、かなり局部的に考えていかないとした計画ができないと思うんですけども、そういう意味でより柔軟な断面構成を考えていただきたいという意味で申し上げております。

それからもう1点、この際教えていただきたいんですが、農道というのは歩道はないんですか。概念はないんですか。

道路建設課（武井）農道にも歩道の設置されている例はございます。

大規模な農道とか、幹線農道といったところには歩道を設置している例はございます。

徳永委員 だからいわゆる生活道路として考えた場合ですね、いわゆる一般道というか、道路のネットワークだけじゃなくて、当然地域住民としてはその農道も含めたネットワークの中で自分の利用しやすいルートというものを考えることになると思いますので、そういう意味で単に道路網だけだというのか、道路だけで対応するというのではなくて、そういうのも含めた上で、その地域のネットワークで考えていただくというようなことも必要なのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

道路建設課（武井）農道とか、そのほかに林道等もございますけれども、一応、道路としてはいろんな機能を分担する必要があるかと思っておりますので、農政のサイドとも調整は前からしておりまして、宮城県地域道路整備計画というのがございまして、それにはお互いの道路を入れ込みながら、なるべく重複するようなものの整備は避けようというようなことで調整はしております。

ちょっと私が自分でいたところの例で申しわけないんですが、南三陸の農道につきましては、県道を利用したり、既存の町道を利用したりして、ないところに新たな農道をつくるとか、実際にそういう計画を農政サイドの方でしている例もございます。

徳永委員 今言われた何とか計画というのは、この図の中に書こうとするとどこかに位置づけられるんですか。

道路建設課（武井）大変申しわけないですけども、先ほどちょっとご説明いたしました新たにつくりました宮城の道づくり基本方針の中には、実はその部分も入っておりますので、これからの計画の中には加味していると。ただここにはちょっと記載はしていませんけれども。

土木総務課（曾根）かなり大きな農道、広域的な農道と県道との重複的な事業はやめようということで、これはお互い役割分担も決めまして、この計画を策定しています。

森杉部会長 ありがとうございました。ほかに。よろしいですか。
それでは、事務局の方で修正案をつくってくれたそうですので、こちらの方に戻ります。よろしいですね。

配ってください。どうぞ直接配ってください。

ちょっと読み上げましょうか。

２ページ目の１の（２）のところですよ。街路事業のところ。「街路事業の歩道部舗装工法については、バリアフリーに配慮し、地元と十分に協議した上で、適切な工法を選定すること。」こうですね。こういうふうになっています。

次は、２の（１）一般県道志津川登米線で下保呂毛改良事業のところですが、「片側が未舗装となっている歩道部については、地元と十分に調整の上、自然環境に配慮した利用法について検討すること。」。

それから、（３）仙台港の背後地土地区画整理事業のところですが、「今後の当該事業の実施に際しては、現在の社会情勢に対応した事業の推進に」、「現在の」でいいのかな。「今後の当該事業の実施に際しては、現在の社会情勢」でいいですかね。「現在の社会情勢に対応した事業の推進に努めること。」「特に、保留地の売却については、最大限努力すること。」というふうな修正になっていますが、いかがですか。

徳永委員 最後の所ですけれども、現在のひっかかったんですが、「現在の」を取って「社会情勢の変化」にしたらでよろしいですかね。

森杉部会長 そうですね。どうも変だなと思ったので。

「今後の当該事業の実施に際しては、社会情勢の変化に対応した事業の推進に努めること。」「特に、保留地の売却については、最大限努力すること。」

ちょっと強い発言ですが、いいですか。努力してくださいと、こういうことなんですけれども。そういう要請なんです。よろしいですか。

事務局もよろしいですね。よろしいですねというとおかしいですけれども、基本的に問題はないですよ。非常にトラブルますとかということはないですよ、これ。いかがですか。いいですね。（「ございません」の声あり）

事務局（佐々木）すみません。今、もう一度正確に復唱させていただいてよろしいでしょうか。

森杉部会長 はい、どうぞ。

事務局（佐々木）「今後の当該事業の実施に際しては、社会情勢の変化に対応した事業の推進に努めること。」「特に、保留地の売却については、最大限努力すること。」これでよろしいでしょうか。

森杉部会長 文章としては改行する必要ないんじゃないですか。つなげばいいんじゃないですかね。

事務局（佐々木）はい、わかりました。

森 杉 部 会 長 目立つから。特別に目立つような感じですから。

事務局（佐々木）わかりました。では、これで仕上げますので、ありがとうございました。

森 杉 部 会 長 それでは、答申案につきまして、今修正をいただきましたが、これでもよろしゅうございますか。それでは、ご承認いただいたことといたします。ありがとうございました。

これにつきましては、既に事務局からご説明があったかもしれませんが、私の方に聞いておりますのは、本日 11 時 45 分に知事がおいでになって、私たちの方からこの場で答申をするということになっています。それで私が代表いたしまして、答申案の 1 ページ目の内容を読み上げて、答申するというふうにしたいと思っています。

その段階で知事もここに 10 分程度お座りいただけるそうです。特に、委員の方々の方でご意見等ありましたら、ぜひ直接ご意見申し上げることがありますので、この件がありますので、意見を申し上げたいことがありましたらぜひお願いいたします。

そうするとあとは何ですかね。あとはご報告の方向にいきますか。それでいいんですね。

行政評価室長 検討事項についての議事の（2）の については、今お話ししていただきました。

次いで、 と でございます。

森 杉 部 会 長 それでは、よろしいですか。 、 のご説明をいただきますが、よろしゅうございますか、そういうことで。それではお願いいたします。

下 水 道 課 長 下水道課でございます。

それでは、迫川流域下水道整備による水質改善についてお話し申し上げます。

裏に図面がございます。この図面を見ていただきながらご説明したいと思えます。

迫川流域下水道の石越浄化センターは、平成 12 年の 7 月から供用をしているところでございます。供用してから 2 年 3 カ月ほどなりますが、まだ、上流の方が 3 町が平成 14 年度に入るということになってございます。下水道の整備による水域、公共用水域、特にこの場合ですと、図面でピンクで塗ってございますけれども、若柳、これはちょうど一迫川、二迫川、三迫川、この 3 川が合わさる、図面上では一迫川と三迫川が合わさるというようなことございますけれども、ここに環境基準点がございまして、これが A 類型、BOD でいいますと 2 mg / l ということでございます。さらに、下の方で伊豆沼の出口でございまして、ここにも環境基準点がございまして、B 類型の COD 5 mg / l 以下という設定がされてございます。

水質改善の効果につきましては、そのような2年3カ月余り、また、その上流の方がまだ入っていないというところもございまして、宮城県環境白書がございしますが、この中での12年度のBODあるいはCODの数値が出てございますけれども、こういった中でどのくらい改善されたかというところまではまだ評価できていない状況にあります。したがって、今後とも下水道は、処理区域関連市町村の面的整備でございますけれども、これらの拡大とともに、水質データの蓄積を行ってまいりたい。その中で水質の改善効果も見極めたいと思っております。

なお、浄化センター放流地先は夏川でございます。夏川は環境基準点は設定されてございませんが、独自に放流地先のところで水質測定をしております。平成13年度の水質はA類型を満足しているわけでございますが、現在の放流水質、これはグラフにございますけれども、放流水質そのものは平均的に2.5ぐらいで推移してございますので、河川の流量からいってもこのBODが2というふうなものは守られるかなと思っております。ここでは処理場そのものは、計画水質そのものは20mg/lという数字で計画してございますけれども、実際の放流水はそれよりも大分きれいで2.5ぐらいで推移しています。

また、ここに入ってくる流入水も実際は200ぐらいが将来的には予測され、その中の90%除去という考えではおるんですけれども、今のところは処理効率は相当よくなっているという状況でございます。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

加藤委員 この問題について僕個人的にずっと水質改善効果、こだわっているんですけれども、これはいい意味で積極的に、この効果を将来的にできるだけ早い機会に効果算定のときに見込んでいただきたい。といいますのは、この事業の場合に、B/CのBの部分については1平米当たり地価上昇効果ということで、8,000円という価格で今見ているわけです。今あの地域ですと分譲されている地価の価格で平米あたり3万3,000円ぐらいです。そうしますと周りまだ安いところですよと2万円前後とかそういうところもあるわけです。それに対してこの1平米当たり8,000円の上昇効果というのは非常に大きくなってしまふ。ましてこの数年の地価の低落傾向、それがもっと進んだ場合に、いつまでもこの8,000円で見込んでいられるかどうかという心配あるんです。

もし、7,500円になったら、今時点で1.02のB/Cはすぐ1切るわけです。それを補って余りあるだけの平成22年ごろですか、完成するその時点ではですね。今はまだ進捗率低いですからそんなに極端に効果分析できないと思うんですが、将来的にはこの部分はかなり大きく評価できるんだろうと思っておりますので、ぜひ県だけでやれない場合には国とかそういうところとも相談されて、この事業に対しては効果算定のところをお考えいただけないかなという感じするので。以上でございます。

下水道課長 承知いたしました。

森杉部会長 下水道の効果算定はマニュアルあるんですけれども、物すごく難しいことやれ

と書いてあるんですね。それで、去年の段階だったんですけども、こういう計算した例があるからこの値使いましょうよと言ってやったんですよ。その値が今も使っているわけですね、8,000円とか。確かにおっしゃるように、昔のまだ地価が上昇するような時代の数値ですので、おっしゃるような極めて大きな過大評価になっている可能性もあると思うんです、その観点で言うと。やっぱり計測の仕方をもう一度ちゃんと見直せねばならんというご指摘だと思うんですね。

確かに水質改善というのは、必ずしもこれが地価に反映すると限りませんので、特に公益的な環境を守るという点で非常に大きな効果があるわけですから、これはお金を換算するのは大変難しい問題がありますけれども、いずれにせよこれがどの程度あるかという数字をやっぱり示していくということは重要な説明責任だろうというふうに私も思う次第ですけどもね。

それで、これはどういうことなんですか。この場合は、水質改善効果はまだありませんというのが数字上の解釈ですか。

下水道課長　まだ評価するところまで至っていないということですね。いずれこの迫川の図面で見させていただきますと、夏川と合流するところまでがいわゆるすべての生活系の公共下水道で受け持つ部分でございますけれども、それらについては全部バイパスされると迫川には入らないというようなことになります。石越のところでは処理をしまして夏川に入り、夏川から迫川に合流していくというようなことで、ですから、この間は相当きれいになることは明白だということになるわけでございます。それを数値化とか金に換算するというようなところ、まだ手法がちょっと見えていないので、その辺は検討を要すると思っております。

森杉部会長　僕、これよくわかりませんから、若柳というところで測ってみたらこれは効果が出てきそうな感じがしますよね。もともときれいなんですか、これは。ここは。もともときれいなわけですね。ここが本当は下水道が整備されたら、今までは浄化槽から流れているから汚かったはずの水が下水道を整備したことによって、そこに汚水が出ないからきれいになっているという効果を期待しているわけですね。そういう効果を期待しているんですが、若柳というところが計測点になっていますので、ここではもともと下水道を整備する前からどうもきれいだ、こういうわけですね、これは。

下水道課長　ですから、若柳のところは、さらに金成とか栗駒とか、その上流に町があるわけでございます、それらが現在、三迫という川に生活雑排水なりが入っていますよ。これらが全部管路でバイパスされまして石越浄化センターまで送られると。このようなことから現況よりももっとやはりきれいになると思っております。

森杉部会長　環境基準をクリアしているんですが、まださらにきれいになるだろうと、こういう読みですか。

下水道課長　そのとおりでございます。

森杉部会長 基本的にはそういうことですか。

伊豆沼は、これはかなりひどいみたいですが、これはもうどうにもならんと、こういうことですかね。下水道は整備の効果出ないところですね。そんなことないんですか。

下水道課長 伊豆沼は、流域的には築館の半分ぐらいが今流入しているということで、築館のその半分のところが下水道に入ってくれば若干の効果は出てくるだろうと思っております。

ただ、伊豆沼は特にラムサール関係で、野鳥のやはりはいせつ物といいますが、あるいは給餌する、餌付けなんかでの、そういったものが一つのCODを上げる原因にもなっているというふうなことで、それらをきちっと数値でもって削減できるというようなところまでは至っていません。

徳永委員 多分森杉先生もそういうことを言いたかったんだと思うんですが、そういう意味で、測点というんですかね、基準点の位置がこの評価には適していないんじゃないかなというのがちょっと感想なんです、そういう意味では、夏川放流位置のところではなくてその反対側の迫川、二迫川、三迫川のすべてが合流して最後に迫川に合流するところの点で評価しないと、なかなかそういう、今回のこの地域の評価にはならないのかなという感じがしますが、さらに言えば、もう一つ下流側の基準点での値がどうなのかというのも見ておく必要があるのかなという感じがしますけれども。

森杉部会長 いかがですか。要するにこれはやっぱり効果が出そうなところで計測しないと困るじゃないかと、こういうご指摘なわけですね。一体、この効果どこ出るんだろうかといったら、やっぱり迫川と書いてあるもうちょっと下流のところ辺の水質がよくなっているのではないだろうか、こう考えられるということなんです、少しそういう計測も効果がありそうなところを探して、それで計測しないといかんのではないですか、これはやっぱり。計測にもお金かかるでしょうから大変かもわかりませんが。

下水道課長 迫川の流域下水道から見ますと、伊豆沼の荒川というところに出て、荒川と迫川の合流するその下ぐらいでとるといようなことは非常にポイント的にはいいのかなとは思いますが、これらにつきましては環生部等も、水質環境基準点にするかどうかという問題もあるし、独自に調査するといようなこともございますけれども、点を設けるといようなことになると環生部とも調整していかなければならない、このように思っております。

森杉部会長 どんなふうな制度に、基準点にするかどうかはいろいろとあると思いますが、いずれにせよこの事業の効果を調べるという意味におきまして、こういう計測点を適宜設定するということを一とつ検討していただく必要があるんじゃないかと思えますけれどもね。

それをやらないと、この状況じゃ下水道の効果が出るような観測点になってい

ないもんですから、そういうものが要るのかもわかりませんね。

下水道課長 (観測点について) つくってまいります。

森杉部会長 ほか、よろしいですか。

それでは、参考資料2 - 2の迫川の下水道水質改善につきましてはこれで終わります。

次に、ご報告いただくことは、河川事業の整備効果についてという報告をいただきます。では、お願いいたします。

河川課(小野寺)では、河川課からご報告を申し上げます。

資料は、カラーコピーの4枚ほどのページになっております、資料の2 - 3でございます。迫川における治水施設の効果ということでまとめてございます。

これは、台風6号を機にいたしまして、治水施設がどんな効果をあらわしたかということをご概略的にまとめたものでございまして、詳細的には今検討中でございますので、それをお含みおきいただきたいと思っております。

平成10年度に再評価を受けまして、その概要でございますが、迫川本線は二迫川、三迫川含めまして総事業延長70キロでございます。流域は9万1,300ヘクタールほどでございます。それで、現在は旧北上川合流点から国道4号線までを築堤が完成しておりまして、現在は下流から河道掘削を進めておりまして、流量確保を図っております。

その下に平成10年度の再評価時の内容ということで記載させていただいております。

次のページに入らせていただきます。

台風6号の降雨の概要ということで記載させていただいておりますが、台風6号の降雨はおおむね県内の3分の2ほどは200ミリを超えた降雨になっております。これだけ広い範囲に200ミリ以上雨が降るのは、昭和61年の8月5日の降雨以来でございます。

それを迫川の水位に当てはめてみましたところ、下の表にございますが、観測地点の若柳では、61年の8.5では5.48、それで今回の台風6号では6.64ということで、差がざっと1メートル20ほど水位が上昇しております。

それで、この施設の効果ということでまとめさせていただきましたのは、昭和33年に完成いたしております南谷地遊水地、これの効果についてまとめさせていただいております。下に南谷地遊水地の位置図がございまして、ちょうど今建設中の長沼ダムの迫川本川を挟んだ対岸に位置しておりまして、若柳町と石越町にまたがって、面積は250ヘクタールほどございます。

次のページに移らせていただきます。

次のページは、横軸に時間、それから縦軸に毎秒の流量、これを網羅しております。それで、ピーク、青線と赤線でございますが、青につきましては大林、これは若柳の町よりさらに北にある箇所でございます、ここが観測地点になっておりまして、これが最大流量が観測ですと970トンで、そのまま若柳に流れ込んできました。その下のちょっと低いピークがございまして、これは下流の佐沼、迫町佐沼の町の中で観測しました流量でございます。それで、ここであらわした

かったのは、970トン流れてきたのが佐沼に来て720トンに減ったというこれは、南谷地遊水地に流れ込んだ量がカットされたということをあらわしてございます。

ちょっと申しおくれましたが、南谷地遊水地は昭和33年に完成しておりますけれども、ここに洪水が流入したのは今回が初めてでございます。それで、この流量を換算いたしまして、この下の漫画になります。これは佐沼の観測地点でして、鹿ヶ城大橋の下流になるのでございますが、それをこのトン数をこの断面に当てはめたときにどういった高さになるかということを書いてみました。

それから、下から追って順にご説明申し上げますと、下の点々の水位、白い点々の水位がございまして、これは警戒水位でございます。県で指定をしております警戒水位でして、これの水位に達したときに水防団の発令をしております。これを警戒水位と称しておりますが、それからその上の黒の実線でございますが、濃いブルーの上ばきになりますけれども、これは9.55水位でございます。これは先ほどお話しいたしましたが、佐沼の最大流量720トン流れ込ませたときにこの水位になったということで、これが台風6号の当時のピークの水位だということでございます。

それから、その上の薄いブルーでございますが、これはちょっと乱暴なやり方でございますが、今現在この上流に花山ダム、荒砥沢ダム、栗駒ダムの三つのダムが完成してございまして、そこで約440トンカットしてございまして、その水をちょっと乱暴ですけれども、流し込んだときの水位がこの水位になったであろうということの水位でございまして、高さが11.06でございます。

それから、その上の黄色の分でございますが、これが先ほどの上の図から起こしました南谷地遊水地がない場合の想定水位ということで、入れてみました水位が11.79になります。

そうしますと、ちょっと乱暴ですけれども、ダムがなくて、南谷地遊水地がない場合には、既に迫川の堤防は越水いたしまして、約越水位が35センチくらい。これは迫市街地の方にこぼれたらろうということの絵でございます。

その次にまいりまして、これも先ほどの断面を現地のおろしたときどうなるかということの絵でございます。これは鹿ヶ城大橋から下流を見た写真でございまして、こういった形でダムがない場合は、パラペット堤のすれすれまで水は来たらろうと。なおかつ、南谷遊水地がない場合もはらんしたたらろうという想定の写真でございます。

それで、今のこの写真は、最高水位より50センチほど下がった時点での写真ということを知っております。その下が普通の迫川ということで載せておまして、ことしの夏場は濁水もありまして、実際は夏は流れていない状態も見受けられたということを知っております。

以上で、ちょっと大ざっぱな話でございますが、迫川における治水施設の効果ということでまとめてみました。

森 杉 部 会 長 ありがとうございます。大変いい参考になりますね。ご意見、ご質問ございませんか。

田 中 委 員 この計算の中で、特に3ページの下の方ですか。これは説明もあったと思うん

ですけれども、ダムがなかった場合は、その流入流量分を佐沼地点に、直接その水位も乗っけちゃっているということですね。仮定ではあるわけですね。

河川課（小野寺）時間といろんな諸要素がありまして、経過しますと多少は違ってくるそれを今作業しているところです。

田中委員 作業されているわけですね。結局、流下してくる距離の間における低減とか、そういうことを全く入れていないもんですから、そういう意味では、第一近似としてはいいんでしょうけれども、もうちょっと詳細な検討が必要なのかなという感じはします。

それから、その上の図を見ていただくと、その右上の方に89センチの低減効果は想定されるとあります。これについては、大林と若柳の図を見ていただくと、ちょうど大林に比べて若柳が右側に平行移動したような感じになっているので、それで考えると佐沼にも平行移動で、ピークはもちろんおくれて来るんですけれども、それから考えると、もしその南谷地遊水地に入らなければピークがこんなもので来たでしょうという、その仮定はそんなにおかしくないのかという感じがするんですね。ですから、少なくともここに出てきている右上の方に書いてある89センチですか、それについてはこの遊水地の効果として、そんなにおかしくない数字になるのかなという感じはします。

あと、今回このご報告いただいて、私自身これをぜひお願いしますということでもお願いしたんですけれども、今後もこの川に限らず適宜、必ずしも審議の議題に入っていないなくても、こういう情報をいただけるといいのかなという気がしていますので、よろしくをお願いします。

森杉部会長 いいですね。これは恐らく今後の効果を知りたいときに、そのときに一つの重要な参考になる資料だと、こういうふうに私は考えているんですが、よかったですよ、なるほど、ちゃんをつくってね。遊水地なかったら、これ大変でした、本当に。それでは、これで終わりますありがとうございました。

〔答申案（再修正版）配布〕

森杉部会長 いいですね。田中先生どうですか、まだ修正が可能ですから。

よろしいですね。読み上げませんがよろしいですね。

それでは、最終的にこの答申案とさせていただきます。ありがとうございました。

本日の議題はすべてこれで終了しているんですが、知事がおいでになるのが11時45分になっております。皆様、お忙しいでしょうが、15分間休憩をします。このまましばらくおいでいただきたいんですが、いかがでしょう。よろしゅうございますか。

それじゃ、恐れ入りますがこれをもって休憩に入ります。15分間休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

森杉部会長 それでは、再開をいたしたいと思います。

では、答申をいたしますので。

浅野史郎宮城県知事殿

平成 14 年度公共事業再評価について答申いたします。

平成 14 年 6 月 10 日付け評価第 16 号で諮問のあったことについて、公共事業部会で審議した結果を答申いたします。

記

「事業継続」とした県の評価を妥当とした事業は、以下の 6 事業であります。

一般県道志津川登米線 下保呂毛道路改良事業

都市計画道路玉川岩切線 道路改築事業

都市計画道路八幡築港線 都市計画道路箱塚中田線 仙台港背後地土地区画整理事業

最後の 6 番目が、迫川流域下水道

以上でございます。

また、事業継続とした県の評価に対し、意見を付して妥当とした事業もございません。

主要地方道丸森柴田線 大正坂道路改良事業

意見としては、以下のことであります。

未施工の歩道部については、地元と十分な調整の上、現計画の両側歩道から片側歩道への変更について検討すること。以上 1 事業でございます。

以上のとおりです。答申を終わります。

どうもありがとうございました。

行政評価室長 それでは、知事から一言ごあいさつしていただきたいと思います。

浅野知事 それでは、ただいま森杉公共事業評価部会長から答申をちょうだいいたしましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まずは、感謝を申し上げたいと思いますが、大変なこういった評価の事業について、精力的なご審議を賜りまして本日答申をいただいたことに、心から委員の皆様へ感謝を申し上げたいと思います。

ことしの 6 月から本日を含め 4 回の部会が開催をされたということでございます。今回の評価は画期的な部分といたしましては、条例に基づく、条例に根拠を持つ初めての評価ということでございまして、ことしの 4 月に行政活動の評価に関する条例、全国でも初めてのこういった形の条例でございますが、これに基づいての評価ということでございました。

今答申いただきましたけれども、再評価の対象事業 7 事業、いずれも県としては事業継続ということでございましたが、6 事業については妥当、一つの事業については意見を付して妥当という答申をいただいたわけでございます。

この審議に当たっては 4 回の部会のほかに皆様方には 2 回にわたって今の七つの対象事業すべてについて現場まで足を運んでいただいて、つぶさに現場を調査

していただいた上での評価というふうに伺っております。このことに対しても心から感謝を申し上げたいと思います。

委員の皆様からはこの審議の中で大変詳しい、また厳しいご意見もちょうだいしたというふうに伺っております。事業計画が現在の社会情勢に合っていないといったようなご指摘もあったということも伺っております。ただいま答申をいただきました。これについては、これも条例に根拠があるわけでございますけれども、この条例の8条において、知事は行政評価委員会の意見をみずから行う評価に適切に反映させるものとするという条項がございます、これもありまして、皆様からいただいた意見の一つ一つに対して県においては考え方を整理をし、その上で評価書に書き込み事業執行に反映をしていきたいというふうに考えております。

今後とも我々としてもこういった事業について、いわゆる説明責任というのを果たしていきながら透明性の高い公共事業の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては引き続き忌憚のないご意見をちょうだいいたしますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

ありがとうございました。

森 杉 部 会 長 どうもありがとうございました。

大変お褒めいただき喜んでおります。

知事、時間が少しおありということでございますので、ここにおいでいただけます。先ほど申し上げましたように、皆様方委員の先生方から特にいいチャンスですのご意見お願いしたいと思います、徳永先生、お願いします。

徳 永 委 員

それでは、今知事から我々に対してお褒めの言葉をいただいたかと思うんですが、逆に我々の方からもかなり無理難題もいろいろ言ったと思うんですが、事務局の方々初め非常に真摯に対応していただきまして、非常に感謝しております。

それで、無理難題と申しましたのが、実は、この単独事業このものの評価というよりもその事業制度そのもののあり方であるとか、あるいは補助事業ということもあれば国の制度にもかかってくるような問題からしてやっぱり問題があるんじゃないかというような問題提起をいろいろとさせていただきますので、その辺、なかなか短期で対応できるというものではないんですが、長期的に国への働きかけも含めてより効率的な事業推進ができるような形に変えていくことができればなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

森 杉 部 会 長 ありがとうございました。

田 中 委 員 私、一専門家としてこういった評価にかかわらせていただいたわけなんです、この評価部会に限らず、ほかの部会も通じてそうなんです、やはり住民からの意見を吸い上げると、それをある程度反映させたいということは一つ重要なプロ

セスだと思っんですが、今まで何回かお話を伺って、例えば現在いろんなホームページとか、そういったものをかなり有効に使えるんじゃないかというようなことで努力されているようなんですが、ことしの3月でしょうかね。そのときに親委員会の方でお話を聞いたときには、結構アクセスがあるんだよと。いろんなところから見られているんだよというお話があったんですが、今回この部会の中でお話伺っていると、実は非常に宮城県が進んでいることをやっているんで、どうもほかの行政機関がアクセスの主体というお話もあって、そういう意味では非常に注目されているということで評価されるんだと思っんですが、やはり本来の目的であるところの一般の住民の方からもいろんな意見を吸い上げるという枠組みが必要なのかなというふうに考えておりまして、こういった評価のプロセスとそういったものが両輪としてきちんと機能していく仕掛けをぜひとも確立していただきたいというのが私の意見でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。
 よろしいですか。どうぞ。

長田委員 県の公共事業のこの評価委員会というのはいつからできたのかはちょっとわからないんですが、2年やらせていただきまして、おもしろかったです、なかなか。計画して実施、施工するという、そういう立場だと案外どつぽにはまっちゃうというか、一生懸命やる側からの視点だけになってしまうということが往々にしてあるんです。うちの会社なんかもそうなんですけれども。だから、そういう意味では、全く違う視点というかな、視野を持った人たちがこんなふうに参集して意見を言うというのは、少しでも役に立ったのかと。

それで、私自身もいろんな専門分野の先生方のご意見をお伺いして、こういう見方もあるのかとか、こういう視点もあるんだなということを非常に参考になりました。私なんか一般のおばちゃん代表でませたのかなということで、とんちんかなこともずいぶん言ったと思っんですけれども、そういう意味では、客観的に全く違った視野で意見を出し合って、そしてそれを反映させるということでこれからの事業に生かしているのかなと。

森杉部会長 よろしいですか。いせんか。
 では終わりましょうか。
 それでは、これもちまして公共事業評価部会を終わります。
 ありがとうございました。

司 会 以上をもちまして、平成14年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。
 本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名委員 沼 倉 雅 枝 印

議事録署名委員 遠 藤 勝 彦 印